

ナースング・ケアステーション梅ヶ丘 利用料一覧表

1. 基本料金 1ヶ月毎の包括料金(定額) ※夜間訪問型は介護度の区分関係なく一律。

	1ヶ月毎の包括料金(定額)	単位	地域 単価	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護サービスなし	要介護1	5,446	11.4	6,209円	12,417円	18,626円
	要介護2	9,720		11,081円	22,162円	33,243円
	要介護3	16,140		18,400円	36,800円	55,199円
	要介護4	20,417		23,276円	46,551円	69,827円
	要介護5	24,692		28,149円	56,298円	84,447円
訪問看護サービスあり	要介護1	7,946		9,059円	18,117円	27,176円
	要介護2	12,413		14,151円	28,302円	42,453円
	要介護3	18,948		21,601円	43,202円	64,803円
	要介護4	23,398		26,629円	53,257円	79,885円
	要介護5	28,298		32,260円	64,520円	96,780円

夜間訪問型	基本サービス費 (1ヶ月)	989	11.4	1,128円	2,255円	3,383円
	定期サービス費 (1回につき)	372		424円	848円	1,272円
	随時サービス費(Ⅰ) (1回につき)	567		647円	1,293円	1,939円
	随時サービス費(Ⅱ) (1回につき)	764		871円	1,742円	2,613円

2 加算利用料(保険給付の負担分) ※端数処理により金額に差異が生じる場合があります。

費 目	単位	利用料金			加算単 位	内容の説明
		1 割	2 割	3 割		
初期加算	30	35 円	69 円	103 円	日	利用開始した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として1日単価より算出
退院時共同指導 加算	600	684 円	1,368 円	2,052 円	1 回	病院、診療所、老健又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院、退所するにあたり、訪問看護ステーションの看護師が退院共同指導を行った後、初回訪問時に算定
認知症ケア専門 加算(Ⅰ)	90	103 円	206 円	308 円	月	認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の利用者を受け入れ、認知症ケアに関する会議や研修などの取り組みを実施している事業所を評価する加算

認知症ケア専門 加算（Ⅱ）	120	137 円	274 円	411 円	月	認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満し、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定
生活機能向上連携 加算（Ⅰ）	100	114 円	228 円	342 円	月	訪問リハビリテーションや通所リハビリテーション、医療提供施設等の医師やリハビリ専門職と連携し、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するために設けられた加算
生活機能向上連携 加算（Ⅱ）	200	228 円	456 円	684 円	月	上記Ⅰに加え、計画作成責任者がリハビリスタッフと同行し、共同して計画書を作成した場合の加算
口腔連携強化加算	50	57 円	114 円	171 円	月	口腔の健康状態の評価を利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、情報提供した際の加算。

3 区分支給限度基準額に含まれない費用、適用されないサービス

費 目		単位	利用料金			加算 単位	内容の説明
			1 割	2 割	3 割		
緊急時訪問看護加算	（Ⅰ）＊	325	371 円	741 円	1,112 円	月	下記Ⅱに加え、緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備
	（Ⅱ）＊	315	360 円	719 円	1,078 円	月	一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスに限る）に加算
特別管理加算	（Ⅰ）＊	500	570 円	1,140 円	1,710 円	月	特別な管理を必要とする利用者（気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している状態）の状態にあるものに対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合
	（Ⅱ）＊	250	285 円	570 円	855 円	月	特別な管理を必要とする利用者（在宅酸素、人工肛門、重度の褥瘡等）の状態にあるものに対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合

総合マネジメント体制強化加算	(Ⅰ)	1,200	1,368円	2,736円	4,104円	月	下記Ⅱに加え、介護・医療連携事業等の地域支援事業所等に主催もしくは参加。
	(Ⅱ)	800	912円	1,824円	2,736円	月	サービス並びに訪問看護サービスを適宜、適切に組み合わせ、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員そのほかの関係者が日常的に共同して行う調整や情報共有等の取り組みに関する評価の加算
ターミナルケア加算*		2500	2,850円	5,700円	8,550円	死亡月	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	750	855円	1,710円	2,565円	月	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上
	(Ⅱ)	640	730円	1,460円	2,189円	月	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上
	(Ⅲ)	350	399円	798円	1,197円	月	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上
介護職員等処遇改善加算	I	総単位数× 245/1000	利用単位数による			月額	事業所内の経験・技能のある職員を充実
介護職員処遇改善加算	Ⅱ	総単位数× 224/1000	利用単位数による			月額	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
介護職員処遇改善加算	Ⅲ	総単位数× 182/1000	利用単位数による			月額	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
介護職員処遇改善加算	Ⅳ	総単位数× 145/1000	利用単位数による			月額	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

4 減算利用料

通所介護等サービス利用時の調整	訪問看護あり (単位)	訪問看護なし (単位)	減算単位
要介護1	-91	-62	日
要介護2	-141	-111	
要介護3	-216	-184	
要介護4	-266	-233	
要介護5	-322	-281	
同一建物減算	-600		月

※通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア）・地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護（以下「通所介護等」）を受けている利用者に対して、通所介護等を利用した日数に、1日当たり以下の単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算します